

高知県スポーツ少年団専門部会規程

(総則)

第1条 この規程は、高知県スポーツ少年団（以下「本団」という。）設置規程第21条の規定に基づいて設置された専門部会に関することを定める。

(名称)

第2条 専門部会の名称は、次のとおりとする。

- (1) 総務企画部会
- (2) 指導育成部会
- (3) 交流・組織整備部会

(構成・任務)

第3条 前条に規定する各専門部会の構成及び任務は、別表のとおりとする。

2 各専門部会は、常任委員会に意見を具申するとともに、常任委員会の諮問に応ずるものとする。

(委員)

第4条 第2条に規定する専門部会の構成員候補者は、本部長若しくは副本部長又は常任委員会が推薦するものとする。

- 2 各専門部会に委員長1名、副委員長2名以内を置くことができる。
- 3 各専門部会の委員長、副委員長は、常任委員会の決議を経て本部長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、選任後2年とする。ただし、再任を妨げない。

(専門部会の招集等)

第6条 専門部会は、必要に応じて委員長が招集して、この議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。

(補則)

第7条 専門部会は、高知県スポーツ少年団設置規程第21条第3項の規定を誠実に順守しなければならない。

附 則 この規程は、公益財団法人高知県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。